

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 5 年 11 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 34 号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 50 年秋田市規則
第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、
附則に次の 1 項を加える。

（借入れの申込みの特例）

- 2 令和 5 年 7 月の大雨により被害を受けた借入申込者に対する第 6 条第
3 項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の
翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは、「令和 7 年 7 月
31 日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。